

介護サービス事業所・施設職員向け

抗原定性検査キットを活用した定期検査事業案内 (エッセンシャルワーカー定期検査)

1 概要

- 令和5年7月まで実施している定期PCR検査において、令和5年8月から令和5年9月の期間、抗原定性検査キットを活用した検査方法に切り替え、定期検査を実施します。
- 介護サービス事業所等での感染発生・拡大を未然に防ぎ、職員のみならず、みなさまが安心して従事していただけるよう、職員の皆さまを対象に、業務前の検査を実施していただくため、抗原定性検査キットを配布します。

2 対象者

- 県内の介護サービス事業所・施設に勤務し、利用者と接する職員が対象となります。
※「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する。会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。
- また、下記①～③に該当する新規入所者に限り、検査を利用することができます。
 - ①施設の外から入居する者で、長期の入居が見込まれること（通所・訪問・ショートステイ及び施設間同士の移動者は対象外）
 - ②入居前または入居後の1週間以内に検査ができること
 - ③自己検査ができること（ただし、医療従事者による検体採取・検査も可能とします。）

3 検査内容

下記を目安として検査を実施することを想定していますが、今後の流行状況や検査希望状況によって、期間や回数を変更する場合があります。

(1) 期間

令和5年8月上旬から令和5年9月末までの期間

(2) 回数

一人当たり週2回程度

(3) 検査時期

抗原定性検査キットを受取り次第、週2回を目安に事業所のタイミングで検査を行っていただきます。

(4) 抗原定性検査キット

検査に用いる抗原定性検査キットは県が配布します。

4 検査方法

(1) 事前申請

➤ 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。申請方法は下記5を参照してください。

※検査結果については、週別に指定の連絡先あて報告していただきます。

(2) 抗原定性検査キットの配布

➤ 抗原定性検査キットを配布いたします。

➤ 配布の方法は、各事業所あて直接配送いたします。

(3) 自己検査

➤ 自らにより検体を採取し、自己検査していただきます。

➤ 自己採取できない場合は、医療従事者により採取することもできます。

(4) 検査実績の報告

➤ 検査実績（検査件数、陽性者数）は、週ごとにまとめて、指定の連絡先に報告様式を送付していただきます。

➤ 報告様式は県ホームページよりダウンロードしてください。

➤ なお、週は土曜～金曜で1週とします。

5 申請方法

(1) 申請期間

令和5年8月4日（金）8時30分から令和5年9月7日（木）17時まで

(2) 申請方法

➤ 電子申請にて申請を行ってください。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3211



事業案内ページ
「県トップページ」>
組織で探す>ワクチン・検査推進課>
エッセンシャルワーカー定期検査について>
>介護サービス事業所・施設職員向け定期検査について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/ewpccr.html>

6 問い合わせ先

検査事業について

・沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

検査支援班 TEL: 098-894-5122 pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

7 その他

- (1) 介護サービス事業所・施設等での感染は、検査のみで防げるものではありません。基本的な感染防止対策や、日常的な健康管理等が最も重要ですので、取組みの徹底をお願いいたします。
- (2) 本事業での検査実施は、今後の流行状況や検査資源のひっ迫状況により、実施内容を変更する場合があります。